

## ○上越教育大学学生居住施設規則第23条第2号及び第5号に規定する 行為及び処分の基準に関する申合せ

(平成22年12月8日学生委員会決定)  
最終改正 令和元年11月6日

上越教育大学学生居住施設規則（平成16年規則第24号。以下「規則」という。）第23条第2号に規定する学生宿舎等の風紀又は秩序を乱す行為及び第5号に規定する規則その他学内規則等に違反し、又は学生宿舎等の管理運営に著しく支障を来す行為並びに処分の基準については、この申合せの定めるところによる。

### 1. 違反行為及び違反点数

違反行為及び違反点数は、次表のとおりとする。

該当条項	違反行為	違反点数
第2号関係	①故意による学生宿舎におけるゴミの投棄	4
	②单身用学生宿舎の異性棟への立ち入り（立入者、受入者）	4
	③騒音等迷惑行為	2
	④玄関からの不正出入り及び非常時以外における非常口の出入り	2
	⑤ゴミ又は私物の廊下及び共用施設への放置	2
	⑥その他軽微な行為	2
第5号関係	①故意又は重大な過失による学生宿舎の施設及び物品等の破損行為	5
	②学生宿舎の施設及び物品等の破損行為	2
	③学生宿舎区域内における喫煙	2
	④不許可物品の持込	2
	⑤不分別のゴミ出し	2
	⑥談話室における使用許可条件の違反行為	2
	⑦学生宿舎駐車場への無登録車両の駐車及び駐車スペース以外への駐車（大学構内への駐車を含む。）	2
	⑧その他	2

### 2. 違反者に対する処分

(1) 違反行為をした者は、違反点数及び累積点数に応じ、次表のとおり処分を行う。

違反点数	累積点数	処 分 内 容
2点	2点以上	文書（違反行為処分書）による嚴重注意
4点以上	4点以上	文書（違反行為処分書）及び口頭による嚴重注意、必要に応じて保護者等への連絡
	10点以上	学生宿舎からの退去命令、必要に応じて保護者等への連絡

(2) 違反行為1回に対して、違反行為をした者のクラス担当教員・セミナー担当教員・アドバイザーへ指導を依頼する。

(3) 違反行為が悪質又は重大と判断される場合は、第1号に規定する違反点数にかかわらず、学生委員会の議を経て退去等の処分を行うことができる。

### 3. 処分の決定

(1) 違反行為の認定、違反点数の付加及び処分は、学生宿舎専門部会長の意見を聴取の上、学生委員会委員長が決定する。ただし、退去命令は、学生委員会の議を経て、学長が命ずる。

(2) 前号の処分を行う際は、クラス担当教員・セミナー担当教員・アドバイザー、保護者等に同伴を求めることができる。

### 4. 違反点数の消滅と軽減措置

(1) 直近の違反行為から1年間違反行為のない場合は、累積する違反点数は消滅するものとする。

(2) 学生委員会委員長が別に指定する環境整備等の作業に従事した場合は、直近の違反点数を1点減ずるものとする。

### 5. その他

学長は、第3項の規定により退去を命じた場合、退去理由及び退去命令日を公表するものとする。

#### 附 則

この申合せは、平成22年12月8日から施行し、平成22年12月15日から適用する。

#### 附 則（平成26年2月5日）

この申合せは、平成26年2月21日から施行する。

#### 附 則（平成28年3月14日）

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

**附 則（平成29年3月13日）**

この申合せは、平成29年4月1日から施行する。

**附 則（平成30年9月5日）**

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。

**附 則（令和元年11月6日）**

この申合せは、令和元年11月6日から施行する。